

事務連絡  
平成22年2月9日

文部科学省高等教育局  
学生・留学生課長 殿

厚生労働省職業安定局  
若年者雇用対策室長

新規大学等卒業者に対する支援策の周知について（依頼）

厳しい雇用失業情勢の中、平成22年3月新規大学等卒業者の就職内定率が前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。

厚生労働省では、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定、参考1）に基づき、未内定者を対象とした就職面接会等を全国各地で積極的に開催するとともに、全国の学生職業センター等（参考2）に大卒就職ジョブサポーターを緊急配備し、大学訪問等による支援ニーズの把握、相談窓口の利用案内、希望に応じた個別支援等に努めているところです。

また、就職先が決まらないまま卒業する学生等を対象とした支援策として、体験的な雇用を通じて希望職種の選択肢を広げ、仕事や職場に対する理解を深める機会とする「新卒者体験雇用事業」（別添1リーフレット参照）や、社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成等を内容とする「新卒者向け職業訓練」（別添2リーフレット参照、訓練コースは今後設定予定）を提供することとしております。

貴職におかれましては、当該支援内容を御了知いただくとともに、大学等の関係機関に対する周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。また、各大学等の就職担当部門への周知に際しては、大卒就職ジョブサポーターと連携・協力しつつ、未内定学生等に対して学生職業センター等の利用や、新卒者体験雇用事業や職業訓練の活用について御案内いただければ幸甚です。

なお、当該リーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、周知に当たって御活用いただければ幸いです。

[添付資料]

別添1：「新卒者体験雇用事業のご案内」

別添2：新規学校卒業者向け職業訓練のご案内

（別添1及び別添2リーフレットはこちら [http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info\\_5](http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info_5)）

参考1：「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（抜粋）

参考2：全国の学生職業センター等の相談窓口一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/gakusei.html>)

[参考]

厚労省ホームページ～新卒者支援～ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>)

# **就職先が決まらないまま卒業された方へ 新卒者体験雇用事業のご案内**

～1か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～

## 新卒者体験雇用事業とは？

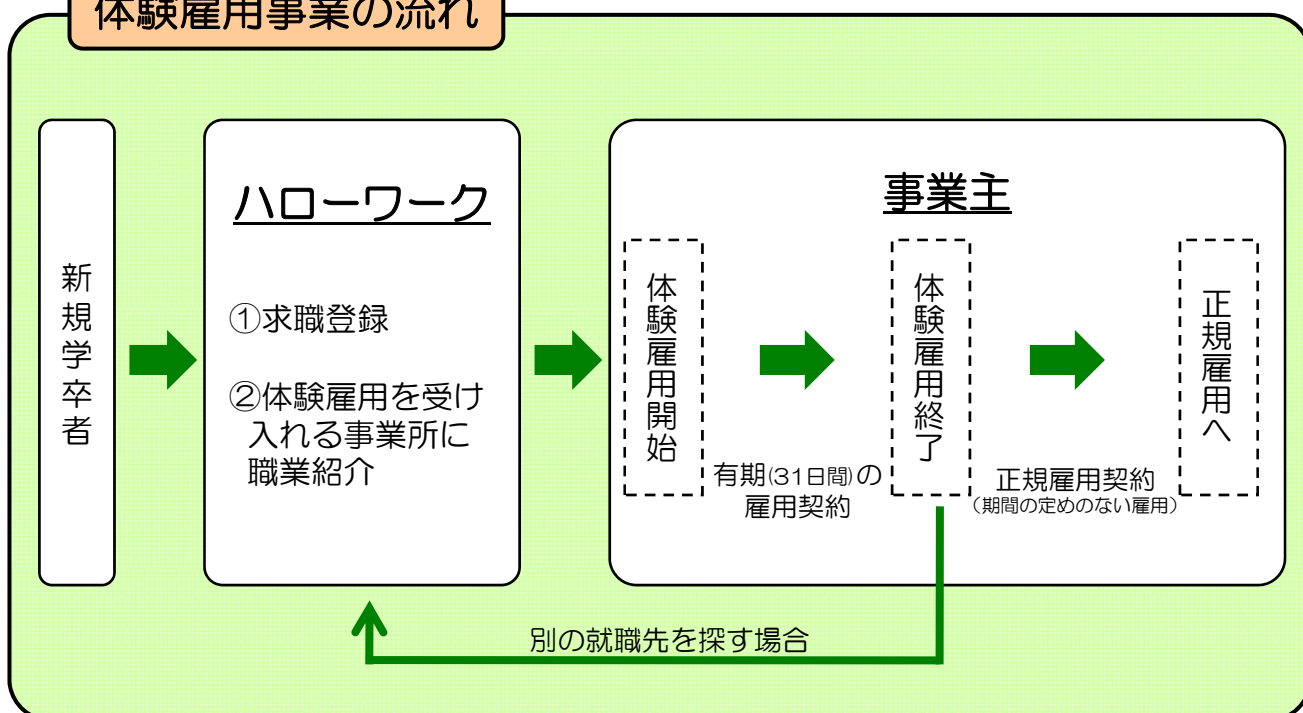
就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1か月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深め、その後に正社員に移行することをねらいとするものです。

## 体験雇用事業の対象となる方

**平成22年3月卒業（予定）で就職先が決まっていない学生・生徒等**

- ※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- ※ ハローワークに求職登録を行う必要があります。ハローワークで、体験雇用を行うことにより、就職可能性が高まると認められた方に、体験雇用を紹介します。
- ※ 体験雇用を開始する日現在の満年齢が40歳未満の方が対象です。
- ※ 卒業日については、平成22年3月を原則としていますが、平成21年10月から平成22年9月末までに卒業する方も対象になります。

## 体験雇用事業の流れ



※ 体験雇用の対象となる求人者をハローワークに提出し、体験雇用を受け入れた事業主には、体験雇用終了後に奨励金（8万円）が支給されます。

## 体験雇用の内容

### 1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1か月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。  
※ 中学生については4月1日以降になります。

### 2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

### 3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者によく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。  
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

### 4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者で相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。  
これを満たせば正規雇用に移行することとなりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

### 5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。  
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## ～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

### 訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

### 訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

さらに、希望者には、5万円を上限として融資の利用が可能です。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

## 新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/>) でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。  
（※）主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

### 《お問い合わせ先》

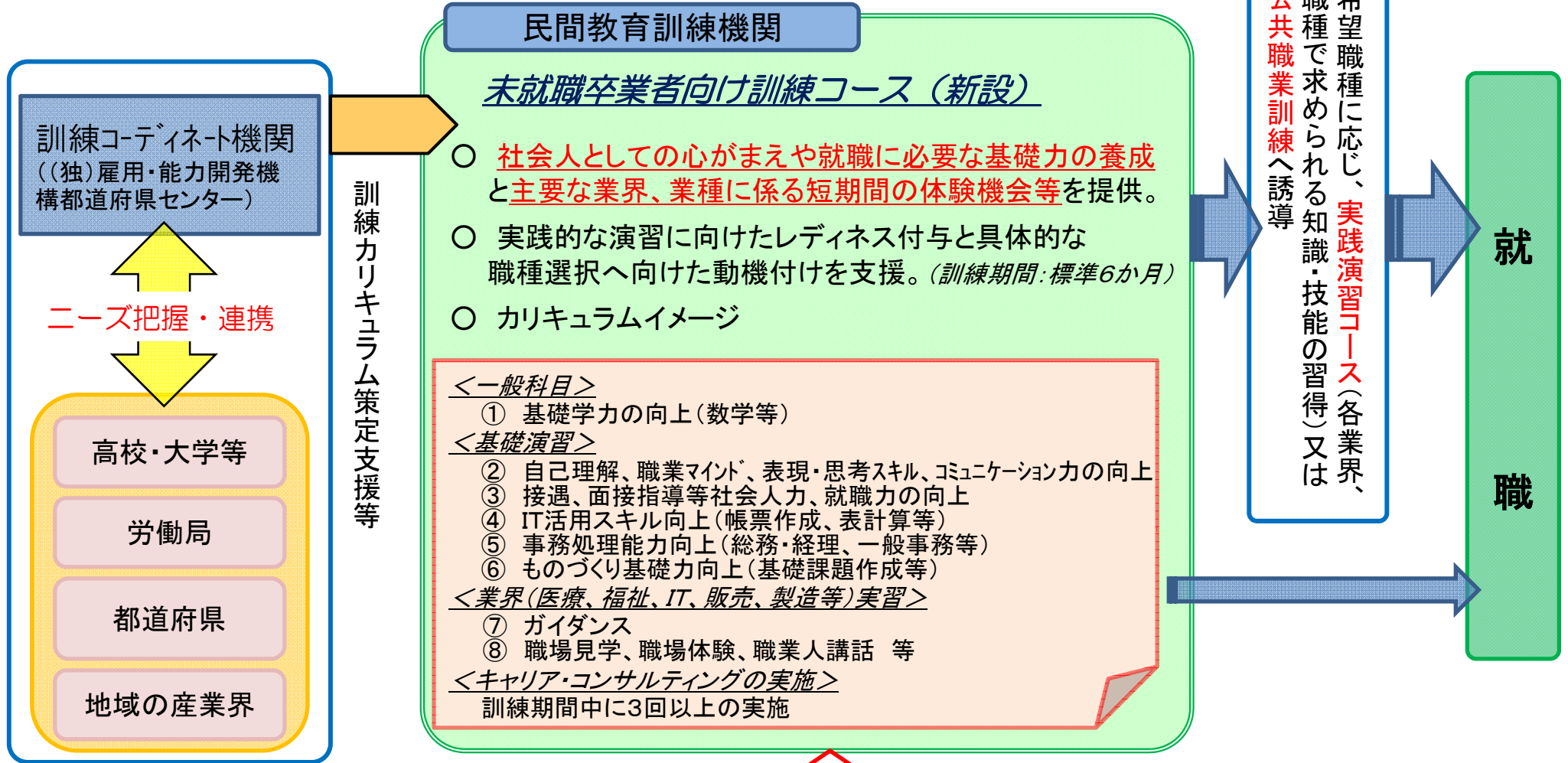
最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。

(<http://www.javada.or.jp/kikin/support01/01.html>)

# 「未就職卒業生向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

## ※ 緊急人材育成支援事業の活用



## 訓練・生活支援給付の拡充

世帯年収300万円以下の未就職卒業生に訓練期間中の生活保障 10万円/月

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日)

(抜粋)

### (3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

＜具体的な措置＞

#### ○新卒者の就職支援態勢の強化

##### (ア)大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

##### (イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

##### (ウ)関係機関の連携強化

- ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

#### ○「就活支援キャンペーン」の展開

##### (ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底

##### (イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

##### (ウ)求人拡大への要請

- ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

#### ○未就職卒業者の就職支援の強化

##### (ア)新卒者体験雇用事業の創設

- ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

##### (イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

##### (ウ)重点分野での雇用支援

- ・ 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

## 学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口

学生職業センター・学生等職業相談窓口は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生等を対象とした就職支援のための専門窓口として、大学等新卒者に対する求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行っています。学生職業総合支援センターは、全国の学生職業センター・学生等職業相談窓口の中核として、職業相談・職業紹介、就職面接会等を幅広く実施しています。また、学生職業総合支援センターのホームページ（<http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp>）から、全国の求人情報やセミナーの開催情報等をご覧いただくことができます。

これらの施設では、きめ細かな相談等に応じておりますので、お気軽にご利用ください。利用料等一切無料です。

	学生等職業相談窓口等名称	住所	TEL
北海道	札幌学生職業センター（ヤングハローワーク札幌）*	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
青森	青森公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングプラザ）*	〒030-0803 青森市安方1-1-40青森県観光物産館・アスパム3階	017(774)0220
岩手	盛岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー）*	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル1F	019(653)8609
宮城	仙台学生職業センター*	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12F	022(726)8055
秋田	秋田公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （秋田学生職業相談室）*	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階	018(889)8448
山形	山形公共職業安定所 学生等相談窓口 （やまがた学生相談コーナー）*	〒990-0828 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F	023(646)7360
福島	福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福島学生職業相談コーナー）	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024(534)0466
茨城	水戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク水戸学生職業相談コーナー）	〒310-8509 水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所付庁舎1F	029(231)6244
栃木	宇都宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク宇都宮 若者相談コーナー）*	〒320-0027 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館 本町合同ビル1階	028(650)5315
群馬	前橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク前橋 学生職業相談コーナー）	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	027(290)2111
埼玉	大宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングキャリアセンター埼玉 ハローワークコーナー）*	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階	048(650)0000
千葉	船橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク船橋ヤングコーナー）*	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047(426)8474
東京	学生職業総合支援センター	〒106-0032 港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク	03(3589)8609
神奈川	横浜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク横浜 神奈川学生職業相談コーナー）*	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045(312)9206
新潟	新潟公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク新潟 若者しごと館）*	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025(240)4510
富山	富山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク富山 若年者職業相談コーナー）*	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階	076(444)8305
石川	金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク金沢）*	〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎1号館1階	076(261)9453
福井	福井公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （福井ヤングハローワーク）*	〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階	0776(34)4700
山梨	甲府公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ヤングハローワーク）*	〒400-0031 甲府市飯田一丁目1-20 山梨県JA会館5階 ジョブカフェやまなし内	055(221)8609
長野	長野公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワーク長野 学生就職支援室）*	〒380-0835 長野市南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026(228)0989
岐阜	岐阜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 （ハローワークヤングスポット岐阜）*	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(278)4401



静岡	静岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F 静岡県中部県民生活センター内	054(202)4888
愛知	愛知学生職業センター (ゆ〜じゃん・ハローワークあいち) *	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	津公共職業安定所 学生等職業相談窓口*	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階 おしごと広場みえ内	059(229)9591
滋賀	大津公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク大津学生職業相談コーナー) *	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077(521)0600
京都	京都西陣公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク西陣烏丸御池プラザ 若年相談コーナー)	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075(256)8609
大阪	大阪学生職業センター	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9階	06(4963)4703
兵庫	神戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク神戸学生職業相談コーナー) *	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(351)3371
奈良	奈良公共職業安定所 学生職業相談担当窓口	〒630-8113 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎1階	0742(36)1601
和歌山	和歌山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (和歌山ヤングワークサロン) *	〒640-8033 和歌山市本町2丁目45 ジョブカフェわかやま1F	073(421)1220
鳥取	鳥取公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークとっとり) *	〒680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル 1F	0857(39)8986
島根	松江公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングワークサロン) *	〒690-0003 松江市朝日町478-18	0852(28)8609
岡山	岡山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒700-0901 岡山市本町6-36 第1セントラルビル7階 ハローワークプラザ岡山内	086(222)2900
広島	広島学生職業センター*	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル5階	082(224)1120
山口	山口公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤング・ハローワーク山口) *	〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20	083(973)8080
徳島	徳島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー) *	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階	088(625)1735
香川	高松公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (しごとプラザ高松 学生相談コーナー)	〒760-0054 高松市常磐町1-9-1 しごとプラザ高松内	087(834)8609
愛媛	松山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザ松山学生職業相談コーナー) *	〒790-0012 松山市湊町3-4-6 松山銀天街ショッピングビル GET! 4階	089(913)7416
高知	高知公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク高知若者相談コーナー) *	〒780-0822 高知市常屋町2丁目1-35 片岡ビル3階	088(802)2076
福岡	福岡学生職業センター*	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガー12階	092(714)1556
佐賀	佐賀公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークSAGA) *	〒840-0826 佐賀市白山2-2-7 KITAJIMAビル2階	0952(24)2616
長崎	長崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク長崎) *	〒850-0841 長崎市銅座町4-1 リそな長崎ビル5階	095(818)3011
熊本	熊本公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (熊本ヤングハローワーク) *	〒862-0950 熊本市水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096(385)8240
大分	大分公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザおおい内 学生職業相談コーナー) *	〒870-0029 大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1階	097(533)8600
宮崎	宮崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (宮崎学生職業相談コーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985(62)4123
鹿児島	鹿児島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークかごしま) *	〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)3階	099(224)3433
沖縄	那覇公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク那覇 学卒部門) *	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 3階	098(866)8609

(平成21年7月現在)

(注) \*印の地域においては、都道府県が主体的に設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称:ジョブカフェ)と同一の建物内に設置されています。